

西日本鉄道株式会社
国際物流事業本部
(令和 7 年 2 月 17 日)

事業の種別等の揭示について

貨物利用運送事業法第 27 条及び同法施行規則第 25 条の規定に基づき、下記の通り揭示する。

記

1. 利用運送に係る運送機関の種類
内航海運

2. 運賃及び料金
消費者を対象としないため省略

3. 利用運送約款
利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成 18 年国土交通省告示第 316 号)を使用する。

4. 利用運送の区域又は区間
全国各港間

5. 事業の種別
第二種貨物利用運送事業

6. 業務の範囲
一般事業

7. 貨物集配の拠点
仕立地：博多、那覇、大洗、苫小牧

仕向地：博多、那覇、大洗、苫小牧

以上